

8 社会参加・レクリエーション

(1) 移動支援

身知精難

- **内容** 社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のために円滑に外出できるよう、移動を支援します。
- **対象** ①下肢機能障害者 ②高次脳機能障害者 ③内部障害者 ④知的障害者 ⑤精神障害者 ⑥障害児（就学児以上） ⑦視覚障害者（同行援護の対象者は除く。） ⑧難病患者等
※ただし、利用できない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。
- **費用** 原則として、サービス費用の1割を負担していただきます。ただし、所得に応じて区分が分けられ、それぞれの負担の上限額が決まっています。所得区分が生活保護、低所得の人の負担額は無料となります。
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

(2) 福祉キャブの運行（昇降装置付きタクシー）

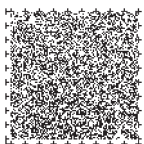
身知

- **内容** 福祉キャブの利用登録をしている人に対して、車いすやストレッチャーのまま乗降できる、昇降装置付きタクシーを24時間年中無休で運行しています。利用の範囲は、発着地のいずれかが東京23区、武蔵野市、三鷹市となります。
- **対象** ①65歳未満で身体障害者手帳の交付を受けた、下肢、体幹機能障害または視覚障害1～3級、内部障害1級、呼吸器機能障害3級の人
②65歳未満で愛の手帳1・2度の交付を受けた人
- **受付** 利用前日までの午前9時～午後5時
- **費用** タクシー料金と同額（利用は予約制です。）
※介助者が必要な人は、同伴ください。また、介助者を依頼した場合、介助者1人の利用料のうち半額を助成します。
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

(3) 緊急移送サービス

身知

- **内容** 夜間の緊急時等、福祉キャブの利用が困難な場合に、東京消防庁に登録している民間救急事業者の車両（福祉キャブと同等の昇降装置付きタクシー）が利用できます。
- **対象** 福祉キャブ利用登録者
- **利用区域** 制限なし
- **費用** ①利用料金 ハイヤー料金と同額（福祉キャブと異なります。）
②助成額 1回の利用につき7,000円を限度に利用料金の70%
※車いす・寝台の利用料金全額を助成します。
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係



(4) タクシー利用券の給付

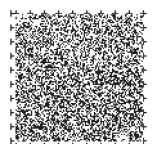
身 知 精

- **内 容** 生活圏の拡大および経済的負担の軽減のために、タクシー利用券を給付します。
年間44,000円分支給します（ただし、7月～9月の新規申請は33,000円、10月～12月の新規申請は22,000円、1月～3月の新規申請は11,000円）。
※127ページ参照のタクシー運賃の割引とあわせて利用することができます。
※自動車燃料費助成事業との併給はできません。
- **対 象** ①身体障害者手帳をお持ちで、下肢、体幹機能障害または視覚障害1～3級、内部障害1級、呼吸器機能障害3級の人
②愛の手帳1・2度の人
③精神障害者保健福祉手帳1級の人
- **利用方法** タクシー利用券を使用できるタクシーは、港区と契約している事業者のタクシーです。
利用の範囲は発着地のいずれかが東京23区、武蔵野市、三鷹市となります。
- **問 合 せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

(5) 自動車燃料費助成

身 知 精

- **内 容** 障害者本人または同一生計の人が、障害者本人のために自家用車を使用する場合のガソリン代を助成します。
年間44,000円まで助成します（ただし、7月～9月の新規申請は33,000円、10月～12月の新規申請は22,000円、1月～3月の新規申請は11,000円）。
※タクシー利用券の給付との併給はできません。
- **対 象** ①身体障害者手帳をお持ちで、下肢、体幹機能障害または視覚障害1～3級、内部障害1級、呼吸器機能障害3級の人
②愛の手帳1・2度の人
③精神障害者保健福祉手帳1級の人
対象車両：障害者本人または同一生計の人が所有する四輪車若しくは障害者本人が所有する二輪車 ただし、会社名義等の車両は除きます。
- **申請方法** 申請に必要なもの：①申請書 ②車検証
- **利用方法** 年1回領収書を添付して請求できます（請求期限は3月末）。
- **問 合 せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係



(6) 自動車運転免許の無料教習

身

- **内容** 訓練センターに入所して3か月間の訓練を行い、普通自動車運転免許の取得ができます。入所日は4月、7月、10月の各月の初めで、申し込み締め切りは前月の15日までです。なお、通所での受講となります。
- **対象** 身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の人で、次のいずれにも該当する人
 - ①ハローワークに求職登録してある人
 - ②運転免許試験場での運転適性検査に合格した人
 - ③身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた人
- **費用** 検定料等の自己負担約35,000円程度、教習費は無料
- **問合せ** 身体障害者運転能力開発訓練センター（通称 東園）
〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46
電話 048（481）2711 FAX 048（481）6578
月曜定休 ホームページ <http://www.azumaen.or.jp>

(7) 自動車運転免許取得費の助成

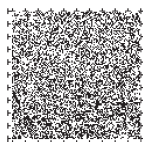
身知

- **内容** 教習所入所料、技能・学科教習料、受験料、教材費および排気量等の限定解除に直接要する費用を助成します。
前年の所得税額に応じて、164,800円まで助成します。
※自動車教習所入校前に申請が必要です。
- **対象** 区内に引き続き3か月以上居住している人で、次に該当する人
 - ①身体障害者手帳3級以上の人、歩行困難で内部障害4級以上、下肢または体幹にかかる障害5級以上の人、愛の手帳4度以上の人
 - ②本人の前年分所得税額が40万円以下の人
 - ③運転免許適性試験合格者
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

(8) 自動車改造費の助成

身

- **内容** 操向装置および駆動装置等の改造に要する費用の一部を助成します。
対象者一人につき1台に限り、133,900円までを助成します。
※改造前に申請が必要です（改造後の申請は助成の対象となりません。）。
- **対象** 区内在住で、次のいずれにも該当する人
 - ①下肢または体幹機能障害等の身体障害者手帳をお持ちの人で、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車を改造する必要がある人
 - ②本人または扶養義務者の前年所得が特別障害者手当の所得制限限度額以下の人
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係



(9) くるま かしだ 車の貸出し

→141ページ参照

(10) ほじょけん きゅうふ 補助犬の給付

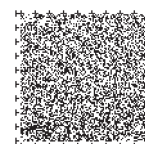
身

- **内容** 視覚障害者、肢体不自由者および聴覚障害者の自立と社会参加を促進するため、補助犬を給付します（区では申請の受付をしています。）。
- **対象** 次の全ての要件に該当する人
 - ① 都内在住で満18歳以上の在宅の身体障害者
 - ・ 盲導犬…視覚障害 1級
 - ・ 介助犬…肢体不自由 1級、2級
 - ・ 聴導犬…聴覚障害 2級
 - ② 都内におおむね1年以上居住していること。
 - ③ 世帯全体にかかる所得税課税額の月平均額が77,000円未満であること。
 - ④ 自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住する人は、その家屋の所有者または管理者の承諾を得られること。
 - ⑤ 所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること。
 - ⑥ 社会活動への参加に効果があると認められること。
 - ※ 盲導犬については、前期申請と後期申請の2回に分けて申請を受けています。
 - ※ 介助犬および聴導犬は、原則として、前期のみ申請を受け付けています。
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

(11) デイケア（せいしんしょうがいしゃしゃかいふつきえんじょじぎょう 精神障害者社会復帰援助事業）

精

- **内容** こころの病気がある人が、社会や家庭でより自立した生活を送れるように、レクリエーション・スポーツ・創作活動・各種教室等への参加を通して、社会復帰への支援を行っています。
- **時間** 毎週金曜 午前9時30分～正午（変更する場合があります。）
- **対象** 区内在住の精神科に通院しているおおむね65歳以下の人で、症状が比較的安定し、主治医の参加承認を得られた人
- **問合せ** ① みなと保健所 健康推進課 地域保健係
電話（6400）0084 FAX（3455）4460
② 各総合支所 区民課 保健福祉係



(12) 福祉車両（車いす同乗用）購入費の助成

身

- **内容** 福祉車両（車いす同乗用）購入費用の一部を助成します。
1件につき300,000円までを助成します。
※中古福祉車両購入の場合は、300,000円を上限として購入に要した総費用の5分の1を助成します。
※ただし、この事業による助成を過去7年間に受けた人や、営業用車両の場合は助成の対象となりません。
※福祉車両購入前に申請が必要です。
- **対象** 次の①または②の条件を満たす人
①区内在住の身体障害者本人（18歳未満の児童の場合は、保護者およびその同居親族）
・身体障害者手帳をお持ちの人で常時車いすを使用している人
・前年の所得が所得制限基準内の人
②区内在住の身体障害者（児）の同居の親族
・購入する福祉車両に同乗する人が身体障害者手帳をお持ちの人で常時車いす利用の人
・前年の所得が所得制限基準内の人
※心身障害者福祉手当と同じ所得制限があります。
※福祉車両に同乗する人が、施設入所されている場合は対象になりません。
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

(13) 障害者団体の学習活動に対する助成

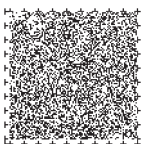
身知精難

- **内容** 区内の障害者団体が行う学習活動に対し、講師謝礼等を助成します。
- **対象** 港区心身障害児・者団体連合会に加入する団体または区内で障害者とともに活動している団体
- **申請方法** 障害者団体から実施計画書・会則・会員名簿等を6月末までに提出してもらい、審査後団体へ承認の連絡をします。
- **問合せ** 障害者福祉課 障害者福祉係
電話（3578）2383 FAX（3578）2678

(14) いちよう学級

知

- **内容** 知的障害者が、学習、スポーツ、レクリエーション等を通じて、社会参加への適応力を高めるとともに、仲間作りの場とすることにより、豊かな人間形成向上に寄与するために実施しています。
活動は土曜または日曜で年間13回程度行います。活動内容は、講師の指導によるスポーツ・工作・調理実習や社会教育団体との交流活動や宿泊事業を実施しています。



- **対象** 15歳以上の区内在住・在勤・在学者で会場まで1人で通うことができる知的障害者
- **問合せ** ①障害者福祉課 障害者福祉係
電話 (3 5 7 8) 2 3 8 3 FAX (3 5 7 8) 2 6 7 8
②公益財団法人東京YMCA 南コミュニティーセンター
電話 (3 4 2 0) 5 3 6 1 FAX (3 4 2 0) 5 3 6 3

(15) **だれでもスポーツ開放事業**

身知精難

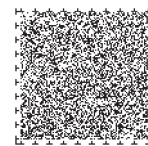
- **内容** スポーツセンターでは、障害のある人もない人も誰でもスポーツを楽しむように、毎月第4月曜午後3時45分～午後10時にサブアリーナを無料で開放しています。
開放にあたり、初級障がい者スポーツ指導員を配置し、指導しています。ただし、区の主催事業や選挙開票所開設等により、中止となる場合があります。
- **対象** どなたでも ただし、障害者の方を優先します。
- **利用方法** 個人登録証を発行しますので、手帳等をお持ちください。
登録対象は、次の「区立施設等の利用料金の免除」をご覧ください。
- **所在地** 港区スポーツセンター 5階 サブアリーナ
- **問合せ** 港区スポーツセンター
電話 (3 4 5 2) 4 1 5 1 FAX(3 4 5 2) 4 9 2 0

(16) **区立施設等の利用料金の免除**

身知精難

- **内容** 次の区内施設を利用するとき、利用料金が免除になります。
- **対象** 区内在住で、次の手帳等をお持ちの人
①身体障害者手帳 ②愛の手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 ④特定医療費（指定難病）受給者証 ⑤都医療券⑥障害者総合支援法の対象となる難病による障害支援区分認定通知書
- **所在地**

施設名	所在地	電話	F A X
港区スポーツセンター	芝浦 1-16-1（みなとパーク芝浦 3～8階）	(3452) 4151	(3452) 4920
芝公園多目的運動場 (夏季プール期間のみ)	芝公園 2-7-2	(5733) 0575	(5733) 0565
学校屋内プール 港南小学校 本村小学校 赤坂小学校 御成門中学校 高松中学校 高陵中学校 お台場学園港陽中学校	港南 4-3-28 南麻布 3-9-33 赤坂 8-13-29 西新橋 3-25-30 高輪 1-16-25 西麻布 4-14-8 台場 1-1-5	生涯学習スポーツ振興課スポーツ振興係 (3578) 2747	生涯学習スポーツ振興課スポーツ振興係 (3578) 2759



施設名	所在地	電話	FAX
神明いきいきプラザ (トレーニングルーム、トレーニングスペース)	浜松町 1-6-7	(3436) 2500	(3436) 2510
虎ノ門いきいきプラザ (トレーニングルーム)	虎ノ門 1-21-10	(3539) 2941	(3539) 2940
青山いきいきプラザ (体育館)	南青山 2-16-5	(3403) 2011	(3403) 3427
港南いきいきプラザ (アクアルーム、トレーニングルーム、浴室)	港南 4-2-1	(3450) 9915	(3450) 9916
健康増進センター ※ 18歳以上	赤坂 4-18-13 赤坂コミュニティぷらざ6階	(5413) 2717	(5413) 2718
港勤労福祉会館	芝 5-18-2	(3455) 6381	(3457) 7787

- **利用方法** 各施設にお問い合わせください
- **問合せ** 各施設

(17) 東京都障害者休養ホーム

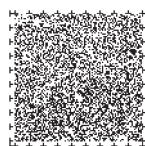
身知精

- **内容** 指定宿泊施設を利用したとき、年度内2泊まで助成します。
ただし、本事業は予算の範囲内で助成することとし、利用の状況によって利用助成を制限させていただく場合があります。
一泊につき障害者は大人6,490円、子ども5,770円、介助者は大人3,250円を限度とします。
- **対象** 都内在住で身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人と介助者1人
- **利用方法** ①宿泊施設に予約します。(締切：個人、利用日の2週間前 団体、利用日の3週間前)
②日本チャリティ協会に予約済の連絡をします。
③同会に所定の申込用紙を送ります。
※パンフレット・申込用紙は、各総合支所区民課にあります。または、都ホームページからダウンロードできます。
- **問合せ** 公益財団法人 日本チャリティ協会
〒160-0004 新宿区四谷1-19 アーバン四谷ビル4階
電話 (3353) 5942 FAX (3359) 7964

(18) 代理投票制度

身

- **内容** 本人に代わって、投票所の係員が代筆します(投票の秘密は守られます)。



- **対象** 体が不自由で代理での投票を希望する人
- **利用方法** 本人が各投票所で係員に申し出てください。
- **問合せ** 港区選挙管理委員会事務局
電話 (3578) 2766 ~ 2769 FAX (3578) 2774

(19) **点字投票制度**

身

- **内容** 点字で投票ができます。
- **対象** 視覚障害者で点字での投票を希望する人
- **利用方法** 本人が各投票所で係員に申し出てください。
- **問合せ** 港区選挙管理委員会事務局
電話 (3578) 2766 ~ 2769 FAX (3578) 2774

(20) **郵便などによる不在者投票制度**

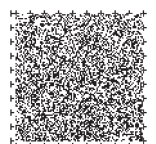
身

- **内容** 障害等で投票所に行くことが困難な人は、自宅等で投票（郵便等による不在者投票）ができます。登録手続きが必要です。
- **対象** 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちの人で、次の要件に該当する人

手帳・保険証区分	対象等級および要介護度	障害名（障害の部位）
身体障害者手帳	1級・2級	両下肢・体幹・移動機能の障害
	1級・3級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害
	1級～3級	免疫・肝臓の障害
戦傷病者手帳	特別項症～第2項症	両下肢・体幹の障害
	特別項症～第3項症	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害
介護保険被保険者証	要介護5	

代理記載制度：上記の郵便等による不在者投票制度に該当する人で、次に該当する人は、あらかじめ届け出た代理記載人が、本人に代わって記載することができます。

手帳区分	対象等級	障害名（障害の部位）
身体障害者手帳	1級	上肢・視覚の障害
戦傷病者手帳	特別項症～第2項症	



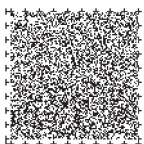
- 利用方法** ①事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けていることが必要です。
 ②代理記載制度を利用する人は、あらかじめ届け出をしておく必要があります。
 ③郵便等投票の制度には、点字投票制度はありません。代理記載制度の対象の人は代理記載制度をご利用ください。
 ④投票用紙は投票日の4日前までに請求してください。
- 問合せ** 港区選挙管理委員会事務局
 電話 (3578) 2766 ~ 2769 FAX (3578) 2774

(21) 「投票所入場整理券」に点字シール 身

- 内容** 「投票所入場整理券」に、「これは選挙の入場整理券です」との点字シールを貼り、他の郵便物と区別します。
- 対象** 視覚障害者で点字シールが必要な人
- 問合せ** 港区選挙管理委員会事務局
 電話 (3578) 2766 ~ 2769 FAX (3578) 2774

(22) みなと図書館の宅配サービス 身

- 内容** 図書館への来館が困難な人へ、図書館で所蔵している本と雑誌を郵送によりご自宅へお届けします。
- 対象** 区内在住で、障害や高齢等により図書館への来館が困難な人で次の①~③のいずれかに該当する人
 ①肢体不自由1・2級、内部障害1~3級の身体障害者手帳をお持ちの人
 ②要介護認定1~5を受けている人
 ③区内の高齢者施設等に入所している人
- 利用方法** 図書館の利用者登録が必要です。登録手続きの際は、職員がご自宅または施設へ訪問して登録の手続きを行います。登録後はFAX、電話で予約を受け、本の準備ができ次第、郵送します。
 利用回数は月1回です。貸出冊数は本・雑誌合わせて10冊です。
- 問合せ** 区立みなと図書館 利用者支援係
 〒105-0011 港区芝公園3-2-25
 電話 (3437) 6621 FAX (3437) 6627



(23) 港区バリアフリーマップ

身

- **内容** 港区バリアフリーマップは、高齢者、障害者、乳幼児をお連れの人等が安心して外出できるよう、区内の公共施設や交通施設、公園、公衆トイレ等のバリアフリー設備情報等をまとめたオンラインのマップで、住所やバリアフリー対応の設備別の検索をすることができます。また、パソコン、スマートフォン、携帯電話に対応しており、それぞれ日本語版、英語版をご用意しています。利用端末および言語を選んで、下記のURLからご利用ください。



〈ホームページアドレス・QRコード〉

<http://www.city.minato.tokyo.jp/hofukukanri/kenko/fukushi/shogaisha/hibakusha/bf-townmap.html>

- **問合せ** 保健福祉支援部 保健福祉課 地域保健福祉係
電話 (3578) 2378
FAX (3578) 2398

8

社会参加・レクリエーション

